

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄の航空権益第一巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43483

工
4. b
他国事例 (参考)

(参考)

ザール及びトリエステと沖繩との類似点及び相違点次のとおり。
ザール

(イ) 第一次大戦後は、ヴェルサイユ平和条約により、ドイツの領土主権を潜在的に残した形で国際連盟による施政が行なわれた点では沖繩に類似しているといえるが、平和条約中に施政期間を十五年とし、その期間を終了した後に住民投票により同地域の最終的帰属を決定することが規定されており、返還が、当事国間の話し合いによることなく、かかる平和条約上の規定に従つて行なわれた点では、沖繩と異なる。

(ロ) 第二次大戦後ザールは再び仏の支配下に置かれたが、これは、あくまでも占領軍の権力によるフランスの一方的措置であり、独仏両国間にその地位につき争いがあつた点で、平和条約によりその地位が決められていた沖繩とは基本的に異なる。

る。一九五四年十月の独仏協定により独仏はザールの欧州化に合意したが、これが住民投票により否決されたため、再び前記の仏による占領の事態にもどり、以後再度独仏間の話し合いにより仏が最終的に独に返還することに同意したものである。

二 トリエステ

トリエステの場合には、戦敗国の領土が敗戦の結果分離され、再び返還されたという点のみが沖繩と類似しているといえないこともないが、返還に至るまでの地位及び経緯は沖繩の場合とは異なっている。平和条約の発効と同時にトリエステに対するイタリアの主権は終了し、自由地域として国連の保障の下に独自の国際法上の地位を有することとなる予定であつたが、安保理における意見不一致のため総督は任命されず、自由地域は実現しなかつた。結局、一九五二年に同地域を占領していた英米

二国は、北半の民事行政権を伊に返還し、一九五四年一〇月五日のトリエステ分割協定により、トリエステについての占領は終了し、北部はイタリアに南部はユーゴに分割された。

問二(4) 第三項は、「アジアの平和と繁栄」のため「の日米協力及び日本の貢献に言及しているが、これは、何を意味するのか。アジア地域における軍事面での協力、貢献を考えているものではないか。

答 これら、軍事面における協力、貢献をうたつたものではないことはいうまでもなく、主としてアジア諸国の経済発展と民生安定のための諸国の協力、日本の貢献を意味したものである。